

町民税・県民税（住民税）申告書の書き方

『1 収入金額等』、『2 所得金額』

- 収入金額とは … 所得税や社会保険料を差し引く前の給与、年金、売上金及び賃貸料など、前年中に収入を得ることが確定した金額をいいます。
 ○所得金額とは … 収入金額から、必要経費等（その収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額）を差し引いた金額をいいます。

所得の種類ごとに収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。「所得の種類」のカタカナ及び丸数字は、申告書表面に対応しています。

所得の種類			所得の概要など	計算方法及び記入方法
事業	営業等	ア／①	販売・飲食・製造・修理・サービス業など、いわゆる営業から生ずる所得のほか、医師・大工・作家・外交員などの自由業や、漁業などの事業から生ずる所得	所得金額＝収入金額－必要経費 所得の種類ごとに収入金額や必要経費などを申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください。 ※生計を一にする配偶者や親族で事業専従者がいる場合は「11 事業専従者に関する事項」へ記入してください。
	農業	イ／②	農作物の生産、果樹などの栽培又は農家が兼営する家畜類の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得	
不動産		ウ／③	地代、家賃、アパートや駐車場等の貸付料などによる所得	
利子		エ／④	公社債及び預貯金の利子、貸付信託などの分配金から生ずる所得 ※源泉分離課税されているものは申告不要です。	所得金額＝収入金額
配当		オ／⑤	株式、出資などの配当による所得 ※上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税が選択できます。申告分離課税を選択することで、配当控除は受けられなくなりますが、上場株式等に係る譲渡損失との損益通算ができます。	所得金額＝収入金額－株式等取得するための負債の利子 種類などを、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に記入してください。
給与		カ／⑥	俸給、給与、賞与などの所得（パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。） ※源泉徴収票を添付してください。	給与と所得の計算は、3 ページを参照 日給などで源泉徴収票のない方は、収入の内訳などを申告書裏面の「6 給与と所得の内訳」に記入してください。
雑	公的年金等	キ／⑦	国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済年金、恩給などの所得 ※源泉徴収票を添付してください。	公的年金等に係る雑所得の計算は、3 ページを参照 障害年金や遺族年金などは、申告書裏面の「所得がなかった方の記載欄」に記入してください。 その他の雑所得の収入金額や必要経費などは、申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に記入してください。
	事業	ク／⑧	原稿料、講演料、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものに係る所得	
	その他	ケ／⑨	生命保険契約等に基づく年金、互助年金、印税、貸付金利子など他の所得にあてはまらない所得	
総合譲渡	短期	コ／⑩	書画、骨とう品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後5年以内に譲渡したもの	収入金額や必要経費などを申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し、所得金額を計算してください。（特別控除額は原則 50 万円） なお、計算した所得金額を イの金額 → 申告書表面のコ ロの金額 → 申告書表面のサ ハの金額 → 申告書表面のシ 二の金額 → 申告書表面の⑩ にそれぞれ記入してください。
	長期	サ／⑪	書画、骨とう品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後5年を超えてから譲渡したもの	
一時		シ／⑪	クイズなどの賞金、懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得	

『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』、『4 所得から差し引かれる金額』

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入のうえ、控除額を計算して、「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。「所得控除の種類」の丸数字は、申告書表面に対応しています。

所得控除の種類		控除の条件など	控除額
⑬	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために健康保険料、国民健康保険税、厚生年金保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを支払った場合 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料、後期高齢者保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。 ◎支払いをした旨の証明書又は領収書を添付してください。	支払った金額
⑭	小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済制度（旧第2種共済契約を除きます。）及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 ◎支払った掛金額の証明書（原本）を添付してください。	
⑮	生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合 ◎旧契約の一般の生命保険料で、支払った保険料が一契約 9,000 円を超える場合には、証明書（原本）を添付してください。 ◎その他の保険料については、支払金額の多少にかかわらず証明書（原本）を添付してください。	3 ページ参照
⑯	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合 ◎金額の多少にかかわらず証明書（原本）を添付してください。	4 ページ参照
⑰	寡婦控除	次の（ア）、（イ）のうちひとり親に該当しない人で、前年中の合計所得金額※3 が 500 万円以下の場合 （ア）夫と離婚した後婚姻していない人で、かつ、総所得金額等※2 が 48 万円以下の子以外の扶養親族がいる人 （イ）夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる人は対象外です。 ◎寡婦控除及び死別、離婚等の別を口にチェックしてください。	26 万円
⑱	ひとり親控除	現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、前年中の合計所得金額※3 が 500 万円以下であり、かつ、総所得金額等※2 が 48 万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている人を除く。）がいる人。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる人は対象外です。 ◎ひとり親控除の口にチェックしてください。	30 万円

所得控除の種類		控除の条件など		控除額
⑰	勤労学生控除	大学、専門学校などの学生で前年中の合計所得金額※3 が 75 万円以下（そのうち自己の勤労によらない所得が 10 万円以下）の場合 ◎勤労学生控除の口にチェックして、学校名を記入してください。 ◎在学証明書または学生証を提示又は添付してください。		26 万円
⑳	障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族※1 が障害者または特別障害者である場合（身体障害者手帳等の交付を受けている人、または「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人		
		障害者	身体障害者手帳 3 ～ 6 級、療育手帳 B 級、精神障害者保健福祉手帳 2 ・ 3 級 程度など	26 万円
		特別障害者	身体障害者手帳 1 ・ 2 級、療育手帳 A 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級 程度など	30 万円
		同居特別障害者	特別障害者であなただけの配偶者、又はあなたと生計を一にするその他の親族のどなたかと同居を常況としている人	53 万円
		※該当する方の氏名・個人番号・障害の程度を記入してください。特別障害者に該当する場合は、氏名を○で囲ってください。 ◎身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示又は手帳の写しを添付してください。 ◎高齢介護課で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人は、認定書を提示又は添付してください。		
㉑	配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額※3 が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされている人や事業専従者を除く。）の前年中の合計所得金額※3 が 48 万円以下の場合 ※配偶者の氏名・生年月日・個人番号を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		
		配偶者控除	一般の控除対象配偶者	4 ページ参照
		老人配偶者控除	上記に該当する配偶者で、年齢 70 歳以上の人（昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ）	
		※あなたの前年中の合計所得金額※3 が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族とされている人や事業専従者を除く。）の前年中の合計所得金額※3 が 48 万円以下の場合は、同一生計配偶者の口にチェックしてください。（配偶者控除の対象外ですが、課税の判定などに算入されます。）		
㉒	配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額※3 が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者（他の人の扶養親族とされている人や事業専従者を除く。）の前年中の合計所得金額※3 が 48 万円を超え 133 万円以下の場合 ※配偶者の氏名・生年月日・個人番号・配偶者の合計所得金額を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		4 ページ参照
㉓	扶養控除	あなたと生計を一にする親族のうち、前年中の合計所得金額※3 が 48 万円以下の人がいる場合。（他の人の扶養親族とされている人、16 歳未満の扶養親族、事業専従者を除く。） ※該当する人の氏名、生年月日、個人番号、同居・別居の区分（該当の口にチェックしてください。）、続柄、控除額を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		
		一般の控除対象 扶養親族	年齢 16 歳以上 19 歳未満の人（平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日生まれ）及び年齢 23 歳以上 70 歳未満の人（昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日生まれ）	33 万円
		特定扶養親族	年齢 19 歳以上 23 歳未満の人（平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生まれ）	45 万円
		老人扶養親族	年齢 70 歳以上の人（昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ）	38 万円
		同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の父母や祖父母などで、同居を常況としている人	45 万円
16 歳未満の扶養親族（扶養控除対象外）		あなたに平成 21 年 1 月 2 日以降に生まれた扶養親族がいる場合 ※市民税・県民税の非課税判定等は 16 歳未満の扶養親族の数を含めて行いますので、該当する人の氏名、生年月日、個人番号 同居・別居の区分（該当の口にチェックしてください。）、続柄を記入してください。 ※別居している場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名、個人番号、住所を記入してください。		
㉔	基礎控除		合計所得金額※3 2,400 万円以下	43 万円
		すべての方に適用される控除です。 ※合計所得金額が 2,500 万円を超える人は除きます。	合計所得金額※3 2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
			合計所得金額※3 2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
			合計所得金額※3 2,500 万円超	控除なし
㉕	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が、災害や盗難・横領等により住宅や家財に損害を受けた場合 ◎災害や盗難等によってやむを得ない支出をした金額についての証明書を添付してください。		4 ページ参照
㉖	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合 ◎「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。 ※医療保険者から交付された「医療費のお知らせ」などを添付する場合は、明細書の作成を省略できます。		4 ページ参照

※1 扶養親族 … 16 歳未満の人（平成 21 年 1 月 2 日以降生まれ）を含みます。

※2 総所得金額等 … 損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑫）と、分離課税の所得金額（特別控除がある場合は特別控除前の金額）を合算した金額をいいます。

※3 合計所得金額 … 上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えたものをいいます。

※各種控除を受けられるかどうかの判定は、前年の 1 2 月 3 1 日の現況によります。ただし、その人が年の途中で死亡した場合は、その死亡日の現況によります。

『5 給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・県 民税の納税方法』

あなたに、給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する町民税・県民税を、給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付する（普通徴収）かを選択できます。希望する方法の口にチェックしてください。

所得・所得控除計算表

次の表にあてはめて計算した金額を申告書の該当欄に転記してください。所得・所得控除の丸数字は、申告書に対応しています。

⑥ 給与と所得の計算

A	給与等の収入金額	円
---	----------	---



申告書の「1 収入金額等」の力に「A」の金額を転記してください。
「A」の金額を下の表にあてはめて計算し、申告書の「2 所得金額」の⑥にその金額を転記してください。

A の金額	給与と所得の金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(A-550,000 円) 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円

A の金額	給与と所得の金額
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(B×2.4+100,000 円) 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(B×2.8-80,000 円) 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(B×3.2-440,000 円) 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	(A×0.9-1,100,000 円) 円
8,500,000 円 ～	(A-1,950,000 円) 円

※BはA÷4（千円未満の端数切捨）で算出した金額

【所得金額調整控除】

次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額を差し引きます。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次の①～③のいずれかの要件を満たす場合

① 本人が特別障害者に該当する ② 年齢 23 歳未満 (H14.1.2 以後生) の扶養親族を有する

③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円) × 10% ※1 円未満切り上げ

(2) 給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得 (10 万円を超える場合は 10 万円)) - 10 万円

※(1)にも該当する場合は、(1)の額を差し引きした後の金額から(2)の額を差し引きます。

⑦ 公的年金等に係る雑所得の計算

A	公的年金等の収入金額	円
---	------------	---



申告書の「1 収入金額等」の力に「A」の金額を転記してください。
「A」の金額を下の表にあてはめて計算し、申告書の「2 所得金額」の⑦にその金額を転記してください。

昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた方 (65 歳未満) ※計算後の額がマイナスの場合は 0 円

A の金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
0 円 ～ 1,299,999 円	(A-600,000 円) 円	(A-500,000 円) 円	(A-400,000 円) 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A×0.75-275,000 円) 円	(A×0.75-175,000 円) 円	(A×0.75-75,000 円) 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A×0.85-685,000 円) 円	(A×0.85-585,000 円) 円	(A×0.85-485,000 円) 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	(A×0.95-1,455,000 円) 円	(A×0.95-1,355,000 円) 円	(A×0.95-1,255,000 円) 円
10,000,000 円 ～	(A-1,955,000 円) 円	(A-1,855,000 円) 円	(A-1,755,000 円) 円

昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた方 (65 歳以上) ※計算後の額がマイナスの場合は 0 円

A の金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
0 円 ～ 3,299,999 円	(A-1,100,000 円) 円	(A-1,000,000 円) 円	(A-900,000 円) 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A×0.75-275,000 円) 円	(A×0.75-175,000 円) 円	(A×0.75-75,000 円) 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A×0.85-685,000 円) 円	(A×0.85-585,000 円) 円	(A×0.85-485,000 円) 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	(A×0.95-1,455,000 円) 円	(A×0.95-1,355,000 円) 円	(A×0.95-1,255,000 円) 円
10,000,000 円 ～	(A-1,955,000 円) 円	(A-1,855,000 円) 円	(A-1,755,000 円) 円

⑮ 生命保険料控除の計算

保険契約の区分に応じて計算し、申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑮に「○」の金額を転記してください。

【新契約：平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等】

【旧契約：平成 23 年 12 月 31 日までに締結した保険契約等】

計算式① (新契約用)	
A、F または K の金額	控除額の計算式
～ 12,000 円	(A、F または K) の全額
12,001 円 ～ 32,000 円	(A、F または K) × 1/2 + 6,000 円
32,001 円 ～ 56,000 円	(A、F または K) × 1/4 + 14,000 円
56,001 円 ～	一律 28,000 円

計算式② (旧契約用)	
C または H の金額	控除額の計算式
～ 15,000 円	(C または H) の全額
15,001 円 ～ 40,000 円	(C または H) × 1/2 + 7,500 円
40,001 円 ～ 70,000 円	(C または H) × 1/4 + 17,500 円
70,001 円 ～	一律 35,000 円

一般の生命保険料			個人年金保険料			介護医療保険料		
A	新契約に係る保険料（合計）	円	F	新契約に係る保険料（合計）	円	K	介護医療保険料（合計）	円
B	Aを計算式①にあてはめて計算した金額	(最高 28,000 円)	G	Fを計算式①にあてはめて計算した金額	(最高 28,000 円)	L	Kを計算式①にあてはめて計算した金額	(最高 28,000 円)
C	旧契約に係る保険料（合計）	円	H	旧契約に係る保険料（合計）	円	M	DとEのいずれか大きいほうの金額	円
D	Cを計算式②にあてはめて計算した金額	(最高 35,000 円)	I	Hを計算式②にあてはめて計算した金額	(最高 35,000 円)	N	IとJのいずれか大きいほうの金額	(最高 35,000 円)
E	B+D	(最高 28,000 円)	J	G+I	(最高 28,000 円)	O	L+M+N	生命保険料控除(最高 7 万円)

⑯ 地震保険料控除の計算 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

A	地震保険料（合計）	円	旧長期損害保険料	Bの金額	D 旧長期損害保険料の控除額
B	旧長期損害保険料（合計）	円		～ 5,000 円	(Bの金額)
地震保険料	Aの金額	C 地震保険料の控除額		5,001 円 ～ 15,000 円	(B×0.5+2,500 円)
	50,000 円まで	(A×0.5)		15,001 円 ～	10,000 円
	50,001 円から	25,000 円	E	C+D	地震保険料控除 (最高 25,000 円)

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する契約についてはAかBのいずれか一方でしか控除できません。

⑰～⑳ 配偶者（特別）控除の計算 パートタイムなど給与収入のみの場合は、「⑥ 給与所得の計算」の表より計算した金額が「A」になります。

A	配偶者の合計所得金額	円	→	⑳ 配偶者特別控除を受ける場合は、申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑰～⑱ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者の「配偶者の合計所得金額」に「A」の金額を転記してください。 ※㉑配偶者控除を受ける場合は、記入する必要はありません。
---	------------	---	---	---

「A」の金額を次の対応表にあてはめ、控除額を申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑰～⑱に転記してください。

個人住民税における配偶者（特別）控除額の対応表

区分	A (配偶者の合計所得金額)		あなたの合計所得金額			
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者控除	一般	48 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	対象外
	老人（70 歳以上）	48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者特別控除	48 万円超	95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
	95 万円超	100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
	100 万円超	105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
	105 万円超	110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
	110 万円超	115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
	115 万円超	120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
	120 万円超	125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超	130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超	133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
	133 万円超		対象外			

※あなたの前年中の合計所得金額が 1,000 万円を超えている場合は、配偶者控除および配偶者特別控除を受けられません。

※夫婦がお互いに配偶者控除および配偶者特別控除を適用することはできません。

㉑ 雑損控除の計算 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉑に「I」の金額を転記してください。

A	損害金額（合計）	円	F	C－E	円
B	保険金などで補填される金額	円	G	Cのうち災害関連支出の金額	円
C	A－B（差引金額）	円	H	G－50,000 円	円
D	申告書㉑の金額（合計所得金額）	円	I	FとHのいずれか多い方の金額	雑損控除 円
E	D×0.1	円			

㉒ 医療費控除の計算 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉒に「L」の金額を転記してください。

通常の医療費控除			セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）		
A	支払った医療費	円	H	支払った金額	円
B	保険金などで補填される金額	円	I	保険金などで補填される金額	円
C	A－B（差引金額）	円	J	H－I（差引金額）	円
D	申告書㉒の金額（合計所得金額）	円	K	J－12,000 円	(最高 88,000 円)
E	D×0.05	円			
F	Eと 100,000 円のいずれか少ない方の金額	円	L	GとKのいずれか大きい方の金額	医療費控除 円
G	C－F	(最高 200 万円)			